

# 売上高減少の確認に係る特例について（1.6版）

令和5年3月30日

売上高の減少を確認するにあたり、以下のいずれかの特例にあてはまる場合は、申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書類等に代えて（追加提出書類）に記載の書類を提出することで、本事業の応募対象となります。

## ①法人の場合

- (ア) 確定申告の申告期限が延長されている場合等、合理的な事由により、申請に用いる任意の3か月の比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えが提出できない場合、又は、確定申告書別表一の控えに収受日付印が押印されていない場合  
（追加提出書類）  
税理士による署名押印済みの該当年度分の月別売上高が分かる事業収入証明書（様式自由）
- (イ) 申請日までに合併を行った場合  
申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月のうち1月でも合併前に該当する場合、合併前の各法人それぞれの売上の合計を比較対象とすることができます  
※申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上について、合併後の売上と比較できる場合は、合併後の売上を比較対象とする  
（追加提出書類）  
申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度における合併前の各法人の確定申告書類の控えと法人事業概況説明書の控え  
+  
履歴事項全部証明書
- (ウ) 連結納税を行っている場合  
（追加提出書類）  
連結法人税の個別帰属額等の届出書  
+  
申請主体となる法人の申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類
- (エ) 申請日までに個人事業者から法人化した場合（法人成り）  
申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月のうち1月でも法人化前に該当する場合、法人化を行う前の個人事業者としての売上を比較対象とすることができます  
※申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上について、法人化後の売上と比較できる場合は、法人化後の売上を比較対象とする  
（追加提出書類）  
個人事業者として提出した申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え  
※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類  
+  
法人設立届出書又は、個人事業の開業・廃業届出書  
+  
履歴事項全部証明書

(オ) 申請日までに会社分割（吸収分割又は新設分割）又は事業譲渡を行った場合

	2019～2021年の同3か月の売上	申請に用いる任意の3か月の売上
事業を引き渡す法人（A）	事業を引き渡す法人（A）から引き渡す事業（a）に関する売上を除いた売上（A-a）	事業を引き渡す法人の売上（A）
事業を引き継ぐ法人（B）	事業を引き渡す法人（A）の引き渡した事業（a）に関する売上と引き継ぐ法人（B）の売上の合計（a+B）	事業を引き継ぐ法人の売上（B）
新設される法人（C）	事業を引き渡す法人（A）の引き渡した事業（a）に関する売上（a）	新設される法人の売上（C）

（追加提出書類）

（A又はBの）2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書別表一と法人事業概況説明書の控え、（A又はB又はCの）申請に用いる任意の3か月の売上が分かる確定申告書別表一と法人事業概況説明書の控え（確定申告が済んでいる場合）

又は

（A又はB又はCの）2019～2021年の同3か月又は申請に用いる任意の3か月の売上が分かる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類（確定申告が済んでいない場合）

+

（Aの該当年度分の引き渡す事業に関する2019～2021年の月別売上高が分かる税理士による署名押印済みの事業収入証明書（様式自由）

+

履歴事項全部証明書

(カ) 法人税別表第二に該当する法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であり確定申告書類の提出ができない場合

※売上には、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

（追加提出書類）

税理士による署名押印済みの申請に用いる任意の3か月の比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の書類（事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書等）

+

履歴事項全部証明書

又は

根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

## ②個人事業主の場合

- (ア) 確定申告の申告期限が延長されている場合等、合理的な事由により、申請に用いる任意の3か月の比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えが提出できない場合、又は、確定申告書第一表の控えに収受日付印が押印されていない場合  
(追加提出書類)  
税理士による署名押印済みの該当年度分の月別売上高が分かる事業収入証明書(様式自由)
- (イ) 申請日までに事業承継を受けた場合  
申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月のうち1月でも事業承継前に該当する場合、事業承継を行った前事業者の売上を比較対象とすることができます  
※申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上について、事業承継後の売上で比較できる場合は、事業承継後の売上を比較対象とする  
(追加提出書類)  
事業承継を行った前事業者の申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる2019～2021年の同3か月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え  
※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類  
+  
個人事業の開業・廃業等届出書  
又は  
事業開始等申告書等の地方公共団体への届出書、開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある公の発行する書類
- (注) 本特例措置の内容は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものをご確認ください。  
上記のほか、売上高減少に係る書類に関して、特段の事情がある場合は、事務局にお問い合わせください。